

事 務 連 絡

令和7年9月11日

部 局 長 各 位

総 務 部 長

令和8年度予算編成方針について（依命通達）

あま市予算決算会計規則（平成22年あま市規則第35号）第5条の規定により、市長の命を受けて別紙「令和8年度予算編成方針」を定めたので通達します。

# 令和 8 年度 予算編成方針

## 第 1 国の動向

国では、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金所得が継続的に増加する成長型経済を目指すこととし、賃上げを起点とした成長型経済の実現に向けた三位一体の労働市場改革、地方創生 2.0 の推進を通じ、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に基づき、賃金や調達価格の上昇を経済・財政一体改革を着実に推進することとしている。

また、令和 8 年度の「概算要求基準」においては、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしており、これまでの歳出改革努力を継続することや、重要政策課題に必要な予算措置を講じることなど、メリハリの効いた予算編成を行うこととしている。

## 第 2 県内経済情勢

愛知県内経済は、緩やかに回復しつつある。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある（財務省東海財務局「管内経済情勢報告（令和 7 年 7 月）」より）。

## 第 3 本市の中期的な財政展望

令和 9 年度までの本市財政を見通すと、歳入面では財政運営の根幹である市税が一定水準で推移する一方で、歳出面では物価高騰（人件費、資源価格）、少子高齢化に伴う社会保障費、インフラを含めた公共施設の老朽化対策、海部東部消防組合の新消防庁舎整備など、財政需要が年々増大することが見込まれる。更に、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策、行政手続きのオンライン化や e L-Q R（地方税統一 QR コード）を活用した公金収納といった市民目線に立った創意工夫による行政サービスの充実・深化に合わせたデジタル技術の活用等による業務効率化などの行政課題に対応するため、今後もより一層厳しい財政運営を強いられることが予想される。そのため、今後も継続的に収支不足が生じる見通しとなっており、このまま打開策を打つことなく、歳出超過分を基金で補填し続ければ、基金は枯渇し、危機的な状況に陥ってしまふことが見込まれる。

将来にわたり、財源不足の慢性化を招かないよう、歳出予算額をできる限り抑制し、財政の健全性を確保することが求められている。

## 第 4 予算編成の基本的な考え方

本市の近年の財政状況は、当初予算編成段階から財政調整基金を取崩して歳入財

源とする、いわゆる歳出超過の状況が常態化している。財政の弾力性を示す経常収支比率は過去最も高い94.9%となり、適正範囲である80%（県内37市平均89.9%）を大きく上回り、財政の硬直化が進行している。財政の硬直化の進行は、新しい施策や事業に取り組むための財源が確保できず、地域の課題に柔軟に対応することが困難となるため、この硬直化した財政構造を改善し、財源不足の慢性化を解消し、今後のまちづくりの発展や新たな福祉サービスの提供のみならず、近年多発する災害などの突発的有事に対応する必要がある。

こうした中、歳出超過が常態化した財政構造を大きく見直し、歳入に見合った予算編成を行うことで、基金の取り崩しに頼らない収支均衡の実現と財政調整基金の残高を確保し、将来にわたる持続可能な財政運営を実現するため、全ての事務事業をゼロベースで検証する事務事業見直しの取り組みを今年度進めているところである。しかしながら、令和8年度概算要求額は367億円となっており、中期財政計画の計画値350億円を17億円超過している状況である。これは、昨今の急激な物価高騰による影響を受ける中、人件費、社会保障費やインフラを含む公共施設老朽化対策の増加などが大きな要因として挙げられる。このような状況において、要求される事業の全てを実施することは困難であることから、令和6年度決算の状況や令和7年度予算の執行状況等の分析に基づく不用額の縮減、全ての事業の費用対効果や施策の意義を厳しく検証し、経費節減や事業の廃止、休止など積極的なスクラップによる更なる歳出削減の必要性について全職員が再認識する必要がある。

このような状況を打開するため、引き続き予算要求限度額を設定して歳出削減を図り、予算規模のスリム化を徹底することで財務体質の改善を図る。

以上を踏まえ、本市の中期的な財政展望を全職員が認識した上で、「選択と集中」による、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本とし、山積する将来の課題に取り組むことを念頭に置きながら、以下のことに十分留意の上、予算を編成する。

なお、令和8年度当初予算は令和8年4月に市長選挙が予定されていることから、継続事業や経常的経費などを中心とした「骨格予算」の考え方により編成するが、政策的経費であっても、令和8年度も継続しなければ市民生活に影響があるもの、実施時期や工期の関係から緊急を要するもの、社会情勢の変化へ迅速に対応しなければならないものについては、当初予算に計上する。

## 1 第2次あま市総合計画の推進

時代の変化に伴う様々な社会問題に対応できるよう、引き続き「第2次あま市総合計画」と予算の連動を図ることで事業を推進する。また、令和8年度は第2次あま市総合計画前期基本計画の最終年度であるため、これまでの施策を総点検するとともに、現行の事務事業をゼロベースで見直し、予算の重点配分を行う。

## 2 こども・子育て施策の強化

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」にて示された「こども・子育て支援加速化プラン」の具体的な施策として盛り込まれた経済的支援の強化（児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減など）、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（保育士等の処遇改善、保育士の配置基準の改善、こども誰でも通園制度、放課後児童対策など）、共働き・共育での推進に取り組むこと。

## 3 国土強靱化基本計画に基づく施策への取組

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害、切迫する南海トラフ地震等の大規模地震、インフラ老朽化等の危機を克服し、市民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画」（計画期間：令和8年度～令和12年度の5年間）に基づき、ハード・ソフト一体となった取組みを推進すること。

## 4 行政のデジタル化への取組

自治体DXなどのデジタル社会構築に向けて、令和3年6月に「あま市情報化推進の基本方針」を策定し、行政のデジタル化に取り組んでいる。また、令和6年3月に「あま市行政手続きのオンライン化基本方針」を策定し、令和8年度末までに行政手続きを原則オンライン化することを目指していることから、特に次の項目については、情報推進課と関係課が連携し、重点的に取り組むものとする

- ① 電子申請の利用拡大
- ② ICT（情報通信技術）の積極的活用
- ③ キャッシュレス決済の多様化への対応
- ④ ペーパーレス会議の促進

## 5 行政改革の推進

物価高騰の影響により燃料費、光熱費、維持補修費などの経常経費が増加し、歳出総額に占める経常経費の割合が高まることから、従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず、既存事業の廃止、縮小を念頭に、事務事業の徹底した見直しによる整理合理化を図ることで、大胆な歳出削減に取り組む。特に、次の項目については重点的に取り組むものとする。

### (1) 事業のスクラップの徹底（既存事業の統合や見直しを含む。）

成果重視の観点から、次の事業は廃止・休止を含め抜本的に見直す。検証の際は、昨年度同様に類似団体（愛西市、清須市、北名古屋市）との比較を行う。

- ① 今後の方向性が明確となっていない事業
- ② 既に事業目標を達成した事業
- ③ 必要性の低い事業
- ④ 効率性の低い事業（対象者が極端に少ないなど、費用対効果から過度な行政サービスとなっていないか）

## (2) 予算概算要求における事務事業見直しの反映

サマーレビュー時において全庁を挙げて実施した「事務事業見直し提案」の検討結果を予算案に必ず反映させること。

なお、「令和8年度予算編成に向けた事務事業見直しの評価及び令和8年度実施計画策定及び予算概算要求における新規事業等評価結果」（令和7年9月11日付け市長公室長・総務部長通知）で通知された内容に基づいて要求すること。

## (3) 中長期的な財政運営の健全化

- ① 「選択と集中」による緊急度、優先度及び必要性に重点を置いたメリハリのある予算編成
- ② 資産の有効活用・処分の検討（普通財産及び将来廃止となる行政財産の方向性）
- ③ 独立採算を原則とする公営企業会計の自立した経営の改善

## (4) 長時間労働の是正

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本市では、時間外勤務命令を行うことができる上限を定め、運用を行っているが、引き続き上限時間を超える長時間労働職員がいることは、大きな課題である。各所属長が、職員の健康管理やワークライフバランスの推進に対して責任を持ち、時間外勤務の根本原因の分析、業務量の削減や合理化、職員間での業務量の偏り是正など、職場マネジメントを強化する。

また、働き方改革と市民サービスの質の向上を目的に令和8年1月から導入する開庁時間の見直しを踏まえ、職員負担の軽減や業務改善の更なる推進を図る。

## (5) 会計年度任用職員の適正化

会計年度任用職員が従事する業務を十分に把握した上で、業務の効率化に努め、職員の人数、任用期間及び任用形態を検証し、適正な人員配置とすること。特に、会計年度任用職員が従事する事業のうち、人件費への財源措置のない事業について、事業そのものを積極的に見直すことにより、人件費の縮減を図ること。また、要求にあたっては、事前に人事秘書課と調整済みの組織・機構の人員配置の範囲内での要求とすること。

## (6) 施設の総合的な管理と見直し

公共施設再配置計画における施設の統廃合に基づき、真に必要な修繕・更新を行う。特に、第Ⅰ期の期限（令和８年度）までに見直しが必要となる施設は、方向性に沿って、重点的にマネジメントを進めることとする。また、統廃合の前倒しや、集約化・複合化、施設における一部行政サービスの停止や施設の休館も選択肢に含めたいうで、今後の施設のあり方を検討すること。

なお、大規模修繕にあっては、公共施設等総合管理計画長寿命化計画に基づき、今後の施設のあり方や整備手法等の検討を図る。なお、令和８年度も緊急性を要する修繕については、財政課と協議した上で予備費を充用する。

#### (7) 新たな自主財源の確保

- ① 少子高齢化・人口減少社会の到来にあたり、社会保障費の増大や物価高騰対策への対応が見込まれる中、財政基盤の強化を図るため、「財源は自ら稼ぐ」という発想のもと、新たな財源確保に向けて企業版ふるさと納税の活用、ネーミングライツ、広告料収入の導入、低・未利用地の活用等について積極的に取り組むものとする。
- ② 未利用地となっている財産のうち、今後の活用見込みがないものについては、積極的に処分等を進めていくこと。

#### (8) 適正な税収の確保

潜在している課税客体の完全捕捉に努め、収納率の向上、滞納の一掃に特段の配慮をすること。

### 6 持続可能な財政基盤の確立

中長期の視点に立って財政を見通した上で、歳入に見合った適切な予算規模（臨時的経費を除く。）を設定する。

### 7 財源の枠配分

- (1) 各部局（各担当課）へ経費別に財源の枠配分を行うので、各部局（各担当課）が経営感覚を発揮しながら主体的に事業の方向性について判断し、創意工夫を凝らした事務事業の見直しを行うことで、各担当部課長の裁量により枠配分内に収めることを原則とする。
- (2) 課別枠配分を超過する際は、各部局内で調整を行うこととする。
- (3) サマーレビュー時における「令和８年度予算編成に向けた事務事業見直しの評価及び令和８年度実施計画策定及び予算概算要求における新規事業等評価結果」（令和７年９月１１日付け市長公室長・総務部長通知）で通知された事業のうち、「保留」及び「別枠」となっている事業については、枠配分から除外し査定案件とする。
- (4) 物価高騰の影響による厳しい財政状況を勘案し、施設維持管理経費、政策的

重要経費（ソフト事業）及び一般行政経費については、原則マイナスシーリングを行う。また、投資的経費についても大幅なマイナスシーリングを行う。ただし、財政課が個別に判断した事業は除外する。

- (5) 過去の予算要求時に課別枠配分内に収めている課については、マイナスシーリングの軽減を行うこととする。事業のスクラップに積極的に取り組んだ課においては、取組み内容に応じたインセンティブ（限度額5,000千円）を付与する。

## 8 新規・拡充事業

- (1) 物価高騰や人件費増の影響による厳しい財政状況を勘案し、財源確保の観点から新規・拡充事業など増額要求する場合は、予算の肥大化を防ぐためスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、既存事業の廃止及び見直しによる一般財源の削減、歳入の確保など、一般財源総額が増額とならないよう徹底する。
- (2) 新規事業は、原則、市長公約関連事業、法令により実施しなければならない事業、市民の生命・財産を守るために緊急性が高い事業に限定したものとし、事業の方向性、目的及び効果、さらに手法を明確にした上で予算化を行う。したがって、詳細が定まっていないものは予算要求を認めない。また、総合計画実施計画事業として不採択となった事業は、原則予算要求を認めない（制度改正等によるやむを得ない理由がある場合は、財政課と別途協議）。
- (3) 総合計画実施計画事業として採択された事業であっても、予算編成における財源調整によっては、予算が担保されるものではないことを申し添える。

## 9 その他

- (1) 令和6年度に発覚した不適切な会計処理を踏まえ、二度と同様の事案を発生させないためにも、コンプライアンスを徹底し、真に必要な予算を要求すること。
- (2) 予算執行の遅滞による予算繰越について、年度内に予算が執行できるよう計画し、適切に予算を要求すること。
- (3) 先進自治体の研究、補助金の活用、国・県の動向を確認し真に必要な予算を要求すること。